

生駒市条例第3号

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「50,000円」を「30,000円」に改める。

第10条第2項中「（平成9年12月生駒市条例第26号）第6条各号」を「（平成20年9月生駒市条例第31号）第7条各号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。